

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和6年第3回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和6年10月30日(水) 10時00分から11時35分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月, 山本 智佳

4 事務局

(1)岡山市財政局 小川次長

契約課 中嶋課長, 佐守工事契約担当課長, 松原課長補佐(物品契約係長),
濱本工事契約係長, 大西指導係長, 寺田管理係長, 影山主任

(2)岡山市水道局 服部次長

管財課 御幡課長, 樋口課長代理, 岡島課長補佐(契約係長), 笹野副主査,
宰務副主査

5 会議次第

1 岡山市契約課抽出事案について

(1)工事契約

(2)物品契約

2 岡山市水道局抽出事案について

(1)工事契約

(2)役務契約

3 その他

6 会議概要

1 (1) 抽出事案「岡山市東部クリーンセンター感染性動物等投入装置設置工事」

委員 : もともと作った業者から、事業譲渡かなにかで譲り受けた業者が、メンテナンスも含めて作った業者と同じ扱いということですが、維持管理や追加工事の時に作った業者しか扱えないとなると、購入するときに維持管理等含めていくらになるか考えると思われま。導入コストは安いけどランニングコストが高くなったりしないのかと思うのと、東部クリーンセンターを作った当時はこういう話はなくて、後になって必要になって取り付けたということでのよいのか確認したい。

市当局 : 東部クリーンセンターが建設されたのが平成13年です。今回取り付けた装置ですが、鳥インフルエンザ等の感染症が発生したときに、県内で持ち込める焼却施設が岡山の東部クリーンセンターと倉敷の水島にある施設、総社の吉備路の施設の現状3箇所あります。その内、岡山の施設については、今回の設備を増設することになり、倉敷の水島や総社の施設についても、これから設置することになると思われま。建設当初から感染性動物等を焼却する想定があったかどうかは不明ですが、平成20年代から鳥インフルエンザが流行し、そこから必要性が認識されはじめたものと思われま。東部クリーンセンター建設当初からこれらの事態を想定した価格設定があったかどうかは調査しきれれておりませ。

委員 : この話は20年以上前から予定されていたものではなく、最近発生したものだということですね。

市当局 : そうです。

委員 : 今回装置を取り付けた施設が、平成13年に建設された古い施設という点で、償却期間に齟齬が生じる点が気になるのと、装置の取り付け費用には設計も含まれているのか教えてください。

市当局 : この業者にしかできない業務なので、設計も含めた費用となります。

委員 : 高額な装置を古い施設に付けることになるが、どの程度もつのか。

市当局 : その点については確認がとれておりませ。ただ、岡山市の焼却施設については、一般廃棄物の処理実施計画を作成しており、その中で岡山市の焼却施設としては東部ク

ーンセンターと現在改修中の岡南環境センター、当新田の環境センターの3施設で行っていく中長期的な計画となっております。岡南環境センターについては昭和50年に建設され、平成13年に一度改修を行い、現在建て替えを行っていますし、当新田の環境センターについても近いうちに基幹部分の改修に着手することになっています。東部クリーンセンターの基幹部分の改修工事がいつ行われるかは今資料を持ち合わせていないためわかりませんが、施工担当課の方で検討を行ったうえで新しい装置を取り付ける判断をされたと思います。

委員： 感染性動物の対応について、基本的に県ではなく市が対応するものなのかということが1点と、鶏等の感染数がどれくらいで、今回3基設置するとのことですが、設置数は妥当なのか、1基でもよいのではないかと、水島と吉備路の施設にも設置して処理数を分散させてもよいのではないかと、どのようにお考えなのか教えてください。

市当局： インターネット調べでは、岡山県の畜産家が平成27年に発生した鳥インフルエンザの対応に関する資料を公表していきまして、その事例は笠岡市の養鶏場で発生したもので、処理された数が約20万羽です。その処分については岡山県内の畜産家が旗振りをして、焼却施設への持込や運搬を行っています。人的支援については自衛隊や国、自治体、警察合わせて約1600人の方が従事されています。車やパレットなどの資材については中国整備局や横浜、京都、鳥取からの支援を頂いている記録があります。その際の殺処分については、吉備路のクリーンセンターと水島の焼却施設、岡山市の東部クリーンセンターがメイン、高梁のクリーンセンターと民間事業者にも協力いただいて20万羽を処分しています。単純に割り算してよいかはわかりませんが、東部クリーンセンターに持ち込まれた数は数万羽になると思われそうです。

委員： それだけの数を処理するのに3基は必要であるという事で理解しました。

1 (2) 抽出事案「消防救急無線設備更新に係る機器等一式(消防団)(基地局(移動局))」

委員： 無線機は2種類あるということでしょうか。

市当局： 2種類ではなく、取り扱いできるメーカーが、消防団が7社、基地局と移動局が5社あるということです。

委員： 落札率が非常に低いという事については、どのように理解したらよろしいでしょうか。

市当局： 基地局と移動局の無線メーカー5社は、全て扱えます。それ以外に、消防団だけ扱える業者が2社います。その2社が価格的に安価なので、安く落とせたという内容となっています。

委員： 2社が安価というのがよくわからないのですが。

市当局： 大手企業のOEMということで、安い価格で販売しているところがございまして、実際に比較したときに、その2社の方が安くできるということだと思います。

市当局： 追加で説明させていただきます。基地局というのは、消防局とか無線の中継局などで無線を制御する装置となっているため、作りこみが必要となるなど高度な技術が必要です。移動局というのは、消防車や救急車などに設置され双方向で通信できるような装置ですので、こちらも比較的高度な装置になります。消防団の方は、受信専用の装置で比較的どこでも製造できるので5社だけでなく7社対応可能な業者があります。基地局と移動局に対応可能な5社は、製造がメインの業者で、受令機にはそこまで力を入れていません。コンサルはその5社から基地局と移動局と消防団すべて含めた見積をもらって許容価格を設定しています。受令機だけ応札可能な2社は安く仕入れて安く売ることを行っている業者なので、元の見積を取るときから価格に乖離があったと思います。当初から契約を分けて発注することを想定して見積をとればよかったということになると思いますが、消防局の方で購入計画を立てた際に、既存設備の更新の観点から一括購入がいいか分割購入がいいか検討した結果、一括で購入する方向で決定したという経緯があります。その後、発注の段階で受注機会を増やす考えで3つに分けました。その結果、受令機のみ2社から見積を取っていなかったため、落札率が低くなってしまったということです。

委員： 落札率にここまで差が出ると、許容価格が機能していないと言えます。契約を分けるなら分けた状態で許容価格をもう1度練り直すべきでしょうし、世間の相場を知ることが非常に重要で、それを怠ったのかなと思います。それに対して担当部署で反省等あればお聞きしたい。

市当局： 実施設計で5社見積をとったのですが、それ以外の受令機のみ扱う2社からも見積もりをとるべきだったと考えております。最初に実施設計したときには分ける想定が無く、5社で見積を取ったところ、応札が1者となったことについても、今後の課題と考えています。

2 (1) 抽出事案「三野浄水場後次垂塩注入設備ほか設置工事」

委員 : 最低制限価格について伺います。先ほどの事例では結果的にかなり安く購入できていて、一方で本案件については最低制限価格があるため安くならない。最低制限価格を設定する条件とはどのような内容ですか。

市当局: 建設工事とコンサル業務は基本的に対象です。

委員 : 1回目の入札結果で業者が低く応札してきていることから、2回目には最低制限価格を低く設定することも1つの手段かと思います。

市当局: 今回のケースでは、入札を行う前に3者から見積をもらっており、それらの見積を基に設計額を算出して入札を行いました。結果、見積よりかなり低い金額で応札してきたため、失格となっています。2回目の入札を行うにあたり、1回目の応札金額を反映させた設計額とすることは出来ません。

委員 : ルール上仕方ないのかもしれませんが、もう少し柔軟に運用出来ればと思うところです。

市当局: 最低制限価格制度は国や県、市長部局と同じ制度となっています。また、最低制限価格の趣旨は、建設工事特有のダンピング対策となります。手抜き工事や下請け業者へのしわ寄せの防止等が主なものです。

委員 : 2回不調後に、3回目は応札金額が大幅に増えていることについて、意図的なものを感じます。

市当局: 1回目2回目と続けて入札を行っていくと、応札業者もだんだん金額が読めてきます。今回の場合では、入札金額を上げないと成立しないことが分かったのでご覧のような結果になったと思われます。

委員 : 水道の配水管布設工事だと、かなり正確に積算できて、応札業者が同じような金額で応札してくると聞いていますが、今回の工事も設計積算しやすい性質のものなのでしょうか。

市当局: 配水管布設工事に比べ、機械設備工事や電気工事は積算しにくいと聞いています。そのため、応札金額にも開きが出ることが多いです。

委員 : そうであれば、1回目2回目で入れてきた金額が普通に積算して出した金額である可能性もあるなと思いました。

市当局 : 設計時の見積よりもやはり安く入れてきていると思います。

委員 : 見積よりも低く入れているという話ですが、最初に見積る際に高めに見積もる傾向はあるのでしょうか。

市当局 : 高く見積もることはなく、設計内容に応じて通常の単価等で見積を出していると思います。

2 (2) 抽出事案「局内LAN用パソコン賃貸借(R6更新分)」

委員 : 市長部局もリースが基本なのでしょうか。ノートパソコンのような管理系備品のリースは共通する部分も多いと思うので、水道局と市長部局で意見交換等おこなわれているのでしょうか。

市当局 : 市長部局においてもリースが多いと思います。考え方についても水道局と同じです。

委員 : 同じであれば、規模が違ってもかもしれませんが、許容価格の決め方も同じなのかと思いました。

市当局 : 許容価格の決め方が同じかどうかは不明ですが、購入かリースかの考え方などについては水道局や他都市を参考にすることはあります。

市当局 : 各課で1台だけ調達する場合は、購入するパターンが多いです。数が多くなると一度に支出する金額が増えるので、財政の平準化を踏まえてリースになることが多いです。

委員 : 本案件は、所有権移転外リースということですので、リース料の中に金利部分が上乗せされていると思います。その場合、物を購入して別途運用保守と初期設定に関する業務を契約する場合とリースとを比べ、同じサービスを提供してもらった場合に、購入費用を借りて金利を払うかリースに係る金利を払うかでどちらが安いかを検討すべきだと思います。

委員：リースでよく問題になるのが、リース期間終了後に残存価格があればそれを払えと言われることがあります。この契約はリース期間終了後にどうするか決めるのですか。

市当局：そうです。現在リース中の機器は平成30年に契約したもので、契約満了日が令和5年11月30日となっていますが、現在再賃借を行って利用しています。

委員：本来は返却か再賃借かの判断も含めて最初に購入かリースを判断すべきだと思います。

市当局：再賃借の判断については、機器の状態も考慮しながら決めています。

(終了)